

第三者請求用

滝沢市長 殿 住民票の写し等の交付請求書

(1) 請求の任に当たる方

- 請 求 日 令和 年 月 日
- 住 所 _____
- 氏 名 _____
- 生年月日 昭・平 年 月 日
- 電 話 番 号 _____
- 下記(2)の者との関係
☐①本人(代表者) ☐②従業員等 ☐③上記以外の代理人

(2) 本件の住民票を請求する権利・義務または正当な理由を有する方

- ・ 所在地または住所 _____
- ・ 法人等の名称 _____ 印
- ・ 代表者役職・氏名 _____
- ・ 電 話 番 号 _____

【委任の申出】(1)の者に住民票写しの請求と受領の権限を委任します。 印

(3) 請求する住民票写しの対象

■住所	滝沢市		
■氏名	(生年月日 年 月 日)	通	
基礎証明事項以外の項目(正当な理由が認められる場合を除き省略で発行します)			
☐ 本籍・筆頭者 ☐ 世帯主名・続柄 (理由)			

(4) 住民票を請求する権利・義務または正当な理由

ア 原因発生日	年	月	日
イ 請求理由			
ウ 提出先がある場合、提出先			

(5) 添付する疎明資料

※登記事項証明書の原本還付を求める場合は、原本と写しの両方をご持参ください

【(1)と(2)の関係を確認できる書類】

- ①法人代表者の場合: ☐代表者事項証明書 ※発行から3か月以内のものに限る
- ②従業員等の場合: ☐社員証または在職証明書 ☐その他()
- ③代理人の場合: ☐委任の申出(申出欄の押印)または委任状 と
☐ (委任者が法人の場合) 登記事項証明書 ※発行から3か月以内

【請求理由の真实性を確認できる書類】

☐契約書の写し ☐その他()

【法人等の所在地(郵送先)を確認できる書類】※郵送請求の場合は添付省略不可

- ☐添付を省略(インターネットの公開情報などで確認可能) ※窓口請求のみ
- ☐登記事項証明書 ☐その他()

(5) 請求の任に当たる方の本人確認書類

☐免許証 ☐マイナンバーカード ☐その他()

職員記入欄	
受付／	交付／
受領金額	円

(1) 請求の任に当たる方について

- 実際に窓口で請求手続を行う方の氏名等を記入してください。

(2) 住民票を請求する権利・義務または正当な理由を有する方について

- 法人等の場合は、事業所等の所在地、法人の名称、代表者の役職と氏名を記入し、必ず社印を押印してください。
- 法人等ではない個人の場合は本人の署名とし、押印は不要です。
- (1)の方に委任する場合は【委任の申出】の押印欄に同じ社印を押印してください。(個人の場合は再度署名してください)

(3) 請求する住民票写しの対象の方について

- 把握している住所、氏名を正確に記入してください。記入した内容が当市の住民基本台帳に記載されている現在または過去の履歴に一致していない場合は交付できません。
- 転出または死亡している場合は住民票の除票の写しを交付します。
- 「本籍・筆頭者」「世帯主名・続柄」は原則として省略して交付します。やむをえない理由により必要な場合は、必要な項目と理由を記入して請求してください。
(「本籍・筆頭者」の記載が必要な場合の理由の例)
「対象者は〇年〇月〇日死亡しており、(4)欄記載の手続きのため相続人を特定する必要があり、戸籍謄本を請求するために戸籍の記載を確認する必要がある。」
※現住所を確認する目的で戸籍の附票を取得するために戸籍表示を確認したいという理由の場合は、何らかの理由で住民票で追跡することが不可能となっている場合に限られます。(単に手間を省きたいという理由では認められません。)
- 個人番号(マイナンバー)は理由を問わず記載できません。
- 原則として一つの目的につき1通の交付です。

(4) 住民票を請求する権利・義務または正当な理由について

ア 原因発生日の例

- ・ 債権の履行など：金銭消費貸借契約の契約日
- ・ 死亡に伴う相続手続など：被相続人の死亡日

イ 請求理由の例

「債務不履行のまま転居先が不明となっており、貸金返済を求めるため債務者の現住所を確認する必要がある。」 など

ウ 提出先がある場合の提出先の例

〇〇家庭裁判所、〇〇税務署、〇〇年金事務所、など

(5) 添付する疎明資料について

- 原本を確認した上での原本還付は可能ですが、希望する場合は原本と写し(原本と相違ない旨を記載してください)の両方を提出してください。なお、委任状は原則として還付できません。
- 関係を確認できる書類について、本人の場合は疎明資料と本人確認書類の住所等が一致しない場合は、同一性を確認できる資料を追加で求める場合があります。
- 従業員として請求の任に当たる場合は社員証または在職証明書により委任関係を確認します。
- 従業員以外の任意代理人の場合は、(2)の方の委任の意思表示として【委任の申出】欄に押印されているか、委任状の提出が必要です。
- 請求理由の真実性を確認できる書類として、例えば利害関係を証明する契約書や、裁判手続のために請求する場合は申立書の写しや裁判所からの通知書等をご用意ください。